

## ■後見制度支援貯金特約

### 1 後見制度支援貯金

- (1) 後見制度支援貯金（以下「この貯金」といいます。）は、預金者の財産を保護することを目的とし、貯金等共通規定、通常貯金規定及び総合口座取引規定に加え、次条以下の特約を定めるところにより取り扱うものとします。
- (2) この貯金は、当行の本支店又は出張所において取り扱います。

### 2 利用対象者

- (1) この貯金は、預金者の財産を保護するため、預金者の（未）成年後見人（以下「後見人」といいます。）に対し、家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2) この貯金に関する一切の法律行為は、当行所定の届出を行った預金者の後見人が行うものとします。
- (3) 後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額及び理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。
- (4) 後見人は、預金者のためにこの貯金を利用するにあたり、家庭裁判所の指示・監督に適切に従うものとします。

### 3 取引方法に係る特約

- (1) この貯金は、後見人が、指示書を添付のうえ、当行所定の手続を行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
  - ① この貯金からの払戻し
  - ② この貯金への追加の預入
- (2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

### 4 届出事項に変更等があった場合の取扱い

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行に直ちに連絡のうえ、当行所定の手続を行うものとします。この手続が遅れたために生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ① 通帳又は届出の印章の喪失：後見人
- ② 預金者の住所、その他の届出事項の変更：後見人
- ③ 後見人の選任及び資格喪失：後見人
- ④ 後見人の印章、住所その他の届出事項の変更：後見人
- ⑤ 預金者の死亡の事実：後見人又は預金者の相続人
- ⑥ 預金者の後見開始取消審判の確定：預金者又は後見人
- ⑦ 預金者が未成年被後見人であった場合、成年となった事実：預金者

## 5 各種お取引の制限

- (1) この貯金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。
- ① 現金による払戻し
  - ② キャッシュカードの発行
  - ③ 当行所定の現金自動預払機及び当行が貯金の受払事務を委託した金融機関に設置された現金自動預払機又は現金自動支払機の利用
  - ④ この貯金からの電信振替又は振込
  - ⑤ インターネットバンキングの利用
  - ⑥ この貯金からの各種料金等の自動支払い
  - ⑦ マル優（少額貯蓄非課税制度）の利用
  - ⑧ 投資信託、国債等の決済口座としての利用
  - ⑨ 自動貸付担保貯金（総合口座取引規定に定める自動貸付担保貯金をいいます。）
  - ⑩ 口座貸越サービスの利用
  - ⑪ その他当行所定の取引
- (2) 第3条第1項①における払戻しによる払戻金は、この貯金と同一名義の当行通常貯金に預入します。

## 6 料金

この貯金の利用を開始する場合は、当行所定の料金を、この貯金の預り金から控除することによりいただきます。

## 7 解約に関する特約

- (1) 預金者がこの貯金を解約する場合は、指示書とともに通帳及び届け出の印章を持参のうえ、当行の本支店又は出張所に申し出てください。ただし、預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったときは、預金者は指示書を提出する必要はありません。
- (2) 次の各号に該当する場合には、当行はこの貯金を解約できるものとします。なお、この項による解約を行った場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告することがあります。
- ① 預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
  - ② 前条に定める料金について徴収ができなかったとき
  - ③ 通常貯金規定第14条に定める全部払戻しを行うとき
  - ④ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの貯金の継続的な提供が困難であると判断した場合

## 8 適用条項

- (1) この特約に定めのない事項については、貯金等共通規定、通常貯金規定及び総合口座取引規定が適用されるものとします。
- (2) この特約の条項と貯金等共通規定、通常貯金規定又は総合口座取引規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。

## 9 特約の変更

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2021年9月27日現在)